

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）  
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】金融庁、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた  
アクション・プログラム」を公表

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

金融庁（スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議）は、2023年4月26日、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を公表しました。

今回の「アクション・プログラム」は、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、今後の取組みに向けた考え方や具体的な取組み内容について、フォローアップ会議としての提言が示されております。

<金融庁 HP>

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230426.html>

我が国のコーポレートガバナンス改革については、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、「日本版スチュワードシップ・コード」（2014年策定）、「コーポレートガバナンス・コード」（2015年策定）により促進が図られてきました。

この「コーポレートガバナンス・コード」では、そのひとつとして「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」が挙げられています。

<コーポレートガバナンス・コード>一部抜粋

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリ

ングなどのスチュワードシップ活動を含む)の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

今回の「アクション・プログラム」では、これまでの取組みによりコーポレートガバナンス改革については一定の進展が見られるものの、なお課題が残るとして、具体的には、

- ①資本コストを踏まえた収益性・成長性を意識した経営の促進、人的資本への投資をはじめとするサステナビリティに関する取組みの促進といった経営上の課題
- ②取締役会や指名委員会・報酬委員会の実効性向上、独立社外取締役の質の向上といった独立社外取締役の機能発揮に関する課題
- ③情報開示の充実、法制度上・市場環境上の課題解決といった企業と投資家との対話に関する課題

が挙げられました。

こうした中で、企業年金に関しては、「企業と投資家との対話に係る課題」のひとつとして、「スチュワードシップ活動の実質化」が挙げられ、具体的な施策・検討の内容としては「スチュワードシップ活動の実質化に向けた課題（運用機関における十分なリソースの確保、エンゲージメント手法の工夫、インセンティブの付与、年金等のアセットオーナーにおける体制の拡充等）の解決に向けて、運用機関・アセットオーナー等の取組みを促進する。

【2023年春から順次実施】とされました。

具体的な時期や取組内容等については、現時点では明らかにされておりません。引き続き、当メルマガ等でお知らせをいたします。

\*\*\*\*\*メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）\*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

\*\*\*\*\*

日本-年基-202304-170-0033-D